



新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定期間が令和6年6月30日までに延長されました

令和6年3月31日まで指定されていたセーフティネット保証4号が、令和6年6月30日まで延長されることとなりました。

1 セーフティネット保証4号の概要

中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づき、経済産業大臣が指定した災害等の影響により売上高等が減少している中小企業者が融資を受ける際に、一般保証とは別枠（無担保8千万円以内、最大2億8千万円以内）の保証（借入額を100%保証）が利用可能です。

2 指定地域

全国47都道府県

3 対象中小企業者

次のいずれにも該当する中小企業者が対象となります。なお、売上高等の減少について、市町村長の認定が必要となります。

- (1) 同一都道府県内において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、当該事由の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

※詳しくは最寄りの市町村へお問い合わせ下さい。

4 認定

令和6年6月30日（日曜日）までに市町村商工担当課で認定を受けてください。

5 その他

- ・資金用途は引き続き借換に限定（借換資金に追加資金を加えることは可）となります。本認定の詳細については、中小企業庁のホームページをご覧ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2024/240308_4gou.html

- ・本制度の取得により、全額保証料補助付き低利融資制度等の県融資制度が利用可能となりますので、金融機関へご相談ください。

県制度融資の詳細については、県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/kinyu/chusyo-yushi/index.html>

確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0

～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

長野県総合5か年計画推進中

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
[長野県は「SDGs未来都市」です]



長野県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

（問合せ先）

産業労働部経営・創業支援課金融支援係
（担当）桐生 小平

電話：026-235-7200（直通）

026-232-0111（代表）内線 2962

E-mail keieishien@pref.nagano.lg.jp